

事業計画書に対する知事意見書

5上伊地環第152号
令和5年(2023年)9月27日

株式会社ジェー・イー・ピー
代表取締役 宮澤 純平 様

長野県上伊那地域振興局長

令和5年6月14日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書(産業廃棄物収集運搬業の変更許可)

廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上伊那郡飯島町飯島120番地45	
廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設	
処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) ○収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥(含水率85%以下のものに限る。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉍さい、ばいじん (廃酸、廃アルカリは医療関係機関から排出されるものに限る。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	産業廃棄物積替保管施設 面積: 220.154 m ² 保管量の上限: 284.28 m ³	
変更の概要	新	旧
	○収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属く	○収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 燃え殻、汚泥(含水率85%以下のものに

	<p><u>ず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)</u></p> <p>○収集運搬（積替保管を除く。）する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉍さい、ばいじん （廃酸、廃アルカリは医療関係機関から排出されるものに限る。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	<p>限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉍さい、ばいじん （廃酸、廃アルカリは医療関係機関から排出されるものに限る。） <u>（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)</u> 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
--	--	---

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。